

○水戸市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則

平成14年 5 月30日

水戸市規則第39号

改正 平成17年 4 月 1 日規則第45号

平成26年 3 月18日規則第 5 号

平成28年 3 月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「法」という。)及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(提出部数)

第2条 省令第2条第2項及び第3条第2項に規定する届出書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(勧告)

第3条 法第14条の規定による勧告は、勧告書(様式第1号)により行うものとする。

(措置命令)

第4条 法第15条の規定による命令は、措置命令書(様式第2号)により行うものとする。

(閲覧所)

第5条 法第23条に規定する解体工事業者登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧の場所(以下「閲覧所」という。)は、都市計画部建築指導課とする。

(平26規則 5・追加)

(閲覧時間等)

第6条 登録簿の閲覧時間は、水戸市の休日を定める条例(平成元年水戸市条例第23号)第2条第1項各号に掲げる日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 市長は、登録簿の整理その他正当な理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(平26規則 5・追加)

(閲覧手続)

第7条 登録簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、閲覧所に備付けの閲覧簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

(平26規則 5・追加)

(持出禁止)

第8条 閲覧者は、登録簿を閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(平26規則 5・追加)

(閲覧の中止又は拒否)

第9条 市長は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧を中止し、又は拒否することができる。

- (1) この規則に違反したとき、又は職員の指示に従わないとき。
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 登録簿に加筆し、若しくはその記載事項を消除し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(平26規則 5・追加)

(身分証明書)

第10条 法第43条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、立入検査員証(様式第3号)とする。

(平26規則 5・旧第5条繰下)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年4月1日規則第45号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に作成した様式の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則(平成26年3月18日規則第5号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月31日規則第34号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式の用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

第 号
年 月 日

勸 告 書

様

水戸市長 印

分別解体等の適正な実施を確保するため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第14条の規定により次の措置を講ずるよう勸告します。

分別解体等の実施場所	
勸告事項	
勸告の理由	
措置を講じなければならない期限	年 月 日

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

措 置 命 令 書

様

水戸市長 印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第14条の規定により 年 月
日付第 号で勧告をしましたが、何らの措置もとらないので同法第15条の規定に
より次の措置を講ずるよう命令します。

分別解体等の実施場所	
命令事項	
命令の理由	
措置を講じなければならない期限	年 月 日

- 注1 この命令に従わないときは、500,000円以下の罰金に処せられます。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号(第10条関係)

(表)

契 印		第	号
立 入 検 査 員 証			
写 真	割 印	所 属	
		氏 名	
上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。			
年 月 日			
水戸市長		印	

(裏)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(抜粋)

(立入検査)

第43条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(5) (略)

(6) 第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(抜粋)

(市町村の長による事務の処理)

第8条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 法第43条第1項の規定による立入検査に関する事務(特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。)

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

(平17規則45・平28規則34・一部改正)

様式第 3 号 (第10条関係)

(平26規則 5・一部改正)